

10%? 8%? 読者の質問に答えます

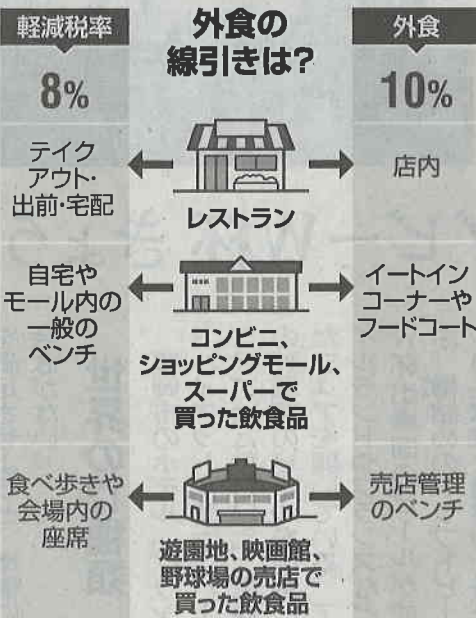
消費税率の10%への引き上げまであと少し。連載「もっと知りたい」で複雑になる仕組みをお伝えしたところ、読者の皆さんから多くの質問をいただきました。10%か8%か、外食の線引きを中心にお答えします。

店の隣の駐車場で食べたなら

Q 買った飲食品を、購入したお店が持つ隣の駐車場で飲食した時の税率は?

A 軽減税率のルールは、飲食品を持ち帰れば適用されて8%、「店内飲食」ならば適用されずに10%となります。店内飲食とは、「飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させるサービスの提供」のことを言います。この考え方からすると、購入した店の駐車場で飲食は店側が提供する場所での飲食にはならず、税率は8%になります。

Q ショッピングセンターにはいろいろな飲食店や



もっと知りたい
消費税10%

飲食ができる場所があるけれど、どこまでが軽減税率の対象なのだろう。

A ショッピングセンターには、スーパーマーケットやレストラン、フードコート、移動販売車など、飲食品を売る店が多くありますが、税率はそれぞれのケースによって決まります。

スーパーマーケットで買った商品をスーパーが設置したイトインコーナーで食べた場合は「外食」となり10%。その他のショッピングセンター内のベンチで食べる基本的には8%になります。レストランやフードコートの場合は、その場所で食べることを前提にテーブルや椅子が置かれているので10%になります。

一方、移動販売車の場合は、店が管理するベンチが基本的にはないので、持ち帰りや食べ歩きと一緒に軽減税率が適用され、8%になります。

映画館や野球場売店で買ったなら

Q 映画館や野球場の売店で買った食事は?

A 店が管理する飲食用

設備での飲食になるかどうかで判断されます。結論としては、両方とも8%です。映画館も野球場も自席で食べることが前提とも言えますが、国税庁は「レストランと違い、場所を特定して、提供しているわけではない」と説明。VIP席でメニューが置いてあり、自席から注文して飲食品を持ってきてもらう場合などを除き、軽減税率の対象になるとしています。

10月分の受講費 9月に払ったら

Q パソコン教室で9月に10月度の受講費を払ったのに税率が10%。9月に払ったので8%ではないの。

A 基本的に消費税率は、サービスの提供を完了した日が基準になります。今回の場合、パソコンを教

水道代なぜ10%

Q なぜ水道代は税率が10%なのかな。

A 水道水の使い道は様々です。飲み水や炊事に使う場合もありますが、お風呂や洗濯といった生活用水としての使い道もあります。ミネラルウォーターは「飲料水」として売っているため、軽減税率が適用されますが、飲食用水と生活用水など用途が様々な水道

水は適用外とされました。ただ、水道水を「ミネラルウォーター」として販売する場合は、「飲料水」に限定されているので8%になります。

(岡村夏樹)